



福岡医発第 1724 号 (地)
令和 4 年 9 月 21 日

各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師 会
会 長 蓮 澤 浩 明
(公 印 省 略)

新型コロナウイルス感染症の全数届出見直しに伴う対応について

時下ますますご清祥の段、お慶び申し上げます。

さて、標記の件につきましては、令和 4 年 9 月 16 日付福岡医発第 1692 号 (地) にてご連絡し、新型コロナウイルス感染症患者の総数報告等については追ってご連絡することとしておりました。

今般、福岡県保健医療介護部より、発生届出及び総数報告の方法等について診療・検査医療機関及び検査協力医療機関（県域に限る）に対し、下記の対応について協力いただけるよう依頼した旨、連絡がありました。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知いただき、貴会会員への周知方よろしく願いいたします。

記

【発生届出について】

発生届の対象者（※ 1）を診断した場合には、これまでどおり、診断後直ちに原則、HER-SYS による発生届を提出いただくこと。

発生届の対象外の方については、発生届の提出は不要です。

また、診断時に※ 1 の②に該当しない者が、その後に入院した場合には、入院が必要であると診断した医師が、発生届を提出いただくこと。なお、診断した医師が、入院が必要と判断して発生届を提出した後、入院調整等の結果、入院しなかった場合は、発生届の取り下げを行う必要はないこと。

※ 1 発生届の対象者

- ① 65 歳以上の方
- ② 入院が必要な方
- ③ 重症化リスクがあり、かつ、新型コロナウイルス治療薬の投与が必要な方又は、重症化リスクがあり、かつ、新たに酸素投与が必要と医師から診断された方
- ④ 妊婦の方

なお、医師が新型コロナウイルス感染症により死亡した患者（疑われる者を含む）の死体を検案した場合も全数把握のために発生届の提出は必要となります。

【患者数の報告について】

見直し後においても、感染動向を把握するため、感染症法第 15 条に基づき、以下の方法により新型コロナウイルス感染症患者を診断した医師（医療機関）における日ごとの当該患者の総数（※2）及び日ごとの当該患者の年代別の総数（※3）を報告いただくこと。

報告された当該患者数については、報告日の翌日に本県の陽性者数として公表されます。

（報告方法）

○原則、HER-SYS 入力で報告

・「日時報告」の入力画面により、発生届の対象者の人数も含めて、日ごとの「患者の総数」及び「患者の年代別の総数」を入力いただくこと。

・1 日 1 回のみの入力となっているため、入力後に新たに報告が必要なものが出現した場合や報告数に誤りがあった場合には、翌日分にて調整いただくこと。

・報告後の取り下げや訂正はできないため、報告する前に入念に確認いただくこと。

○HER-SYS 入力できない場合

・やむをえず HER-SYS による入力ができない場合は、別紙様式を最寄りの保健所に提出いただくこと。

※2 「患者の総数」とは、法第 12 条に基づく発生届の提出の有無にかかわらず、医師（医療機関）で新型コロナウイルス感染症と診断された者の総数を指す。

※3 「年代別の総数」とは、0 歳、1～4 歳、5～9 歳、10～19 歳、20～29 歳、30～39 歳、40～49 歳、50～59 歳、60～64 歳、65～69 歳、70～79 歳、80～89 歳、90 歳以上の区分による新型コロナウイルス感染症と診断された者の数を指す。

なお、G-MIS による報告については変更ありません。

公印省略

4 疾病第 7 6 6 2 号

令和 4 年 9 月 2 1 日

公益社団法人福岡県医師会長
公益社団法人福岡県病院協会
一般社団法人福岡県私設病院協会
公益社団法人全国自治体病院協議会福岡県支部長
一般社団法人福岡県精神科病院協会

殿

福岡県保健医療介護部長
(新型コロナウイルス感染症対策本部事務局)

新型コロナウイルス感染症の全数届出見直しに伴う対応について

本県の新型コロナウイルス感染症対策に御尽力、御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、令和 4 年 9 月 1 2 日付け厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡「With コロナの新たな段階への移行に向けた全数届出の見直しについて」において、9 月 2 6 日から全国一律で感染症法に基づく医師の届出（発生届）の対象を全数届出から 6 5 歳以上の方、入院を要する方など 4 類型に限定し、届出対象外の方も含めた感染者の総数把握に変更する方針が示され、本県の対応につきましては、令和 4 年 9 月 1 5 日付け 4 疾病第 7 4 0 7 号「新型コロナウイルス感染症の全数届出見直しに伴う本県の対応について」にてお知らせしたところです。

このたび、見直し後における各医療機関での対応について下記のとおりご協力いただきたく存じますので、貴会会員にご周知をお願いいたします。

なお、診療・検査医療機関及び検査協力医療機関には別途通知しております。

記

1 新型コロナウイルス感染症患者と診断された方への対応について

検査結果をお知らせする際に、発生届の対象者であるか否か（※1）をご本人にお伝えしてください。

また、検査時にお渡ししていただきます「新型コロナウイルス感染症検査で陽性となられた方へ」のチラシに必ず目を通していただくようお伝えください。

※1 発生届の対象者

- ① 65歳以上の方
- ② 入院が必要な方 *診断時点で直ちに入院が必要でない場合であっても、基礎疾患等により、入院の必要が生じる可能性がある」と医師が判断した場合も含まれる。
- ③ 重症化リスクがあり、かつ、新型コロナウイルス治療薬（※2）の投与が必要な方
又は、重症化リスクがあり、かつ、新たに酸素投与が必要と医師から診断された方
- ④ 妊婦の方
- ⑤ 医師が新型コロナウイルス感染症により死亡した患者（当該感染症により死亡したと疑われる者を含む。）の死体を検案した場合（※3）

※2 新型コロナ治療薬の範囲は、以下のとおり（令和4年厚生労働省告示第255号）です。

- 一 ロナプリーブ（カシリビマブ・イムデビマブ）
- 二 ステロイド薬
- 三 ゼビュディ（ソトロビマブ）
- 四 トシリズマブ
- 五 パキロビッド（ニルマトレルビル・リトナビル）
- 六 バリシチニブ
- 七 ラゲブリオ（モルヌピラビル）
- 八 ベクルリー（レムデシビル）

※3 4類型には含まれていないが、新型コロナウイルス感染症により死亡した患者（当該感染症により死亡したと疑われる者を含む）の全数把握が必要なため。

2 発生届出について

発生届の対象者（※1）を診断した場合には、これまでどおり、診断後直ちに原則、HER-SYSによる発生届の提出をお願いいたします。

発生届の対象外の方につきましては、届出は不要となっていますので、発生届の提出はしないでください。

また、診断時に※1の②に該当しない者が、その後に入院した場合には、入院が必要であると診断した医師が、発生届を提出することをお願いします。なお、診断した医師が、入院が必要と判断して発生届を提出した後、入院調整等の結果、入院しなかった場合は、発生届の取り下げを行う必要はありません。

3 新型コロナウイルス感染症患者数の報告について

見直し後においても、感染動向について把握をするため、感染症法第 15 条に基づき、以下の方法により新型コロナウイルス感染症患者を診断した医師（医療機関）における日ごとの当該患者の総数（※4）及び日ごとの当該患者の年代別の総数（※5）の報告をお願いいたします。

報告された当該患者数につきましては、報告日の翌日に本県の陽性者数として公表します。

（報告方法）

○原則、HER-SYS 入力で報告

- ・「日時報告」の入力画面により、発生届の対象者の人数も含めて、日ごとの「患者の総数」及び「患者の年代別の総数」を入力してください。
- ・1日1回のみの入力となっていますので、入力後に新たに報告が必要なものが出現した場合や報告数に誤りがあった場合には、翌日分にて調整をお願いいたします。
- ・報告後の取り下げや訂正はできませんので、報告する前に入念な確認をお願いします。

○HER-SYS 入力ができない場合

- ・やむをえず HER-SYS による入力ができない場合は、別紙様式を最寄りの保健所に提出してください。

※4 「患者の総数」とは、法第 12 条に基づく発生届の提出の有無にかかわらず、医師（医療機関）で新型コロナウイルス感染症と診断された者の総数を指す。

※5 「年代別の総数」とは、0 歳、1～4 歳、5～9 歳、10～19 歳、20～29 歳、30～39 歳、40～49 歳、50～59 歳、60～64 歳、65～69 歳、70～79 歳、80～89 歳、90 歳以上の区分による新型コロナウイルス感染症と診断された者の数を指す。

なお、『G-MIS による報告』については変更ないことを申し添えます。

新型コロナウイルス感染症の検査で陽性となられた方へ

令和4年9月26日から、発生届出の対象が限定されました。今後は以下のとおり対応します。

保健所から電話等で連絡がある方

以下のいずれかに該当する方は、医療機関から保健所に発生届が提出されます。

病態等に応じて、療養先(入院、宿泊療養施設、自宅等)についてご案内します。

- ① 65歳以上の方
- ② 入院が必要な方
- ③ 重症化リスクがあり、かつ、新型コロナ治療薬の投与又は新たに酸素投与が必要と医師から診断された方
- ④ 妊婦の方

保健所から連絡がない方

左記の①～④以外の方は、保健所からの連絡はありません。

基本的には、自宅療養となります。

症状が悪化した場合や自宅療養が困難な場合等については、下記へご相談ください。

- ◆ 相談や申込の際に、受診した医療機関名、診断日(陽性判明日)及び発症日を保健所が確認します。
- ◆ 陽性者登録センターに登録された方は、診断メールの受信日及び発症日を保健所が確認します。

健康フォローアップセンターのご案内

療養中の相談は健康フォローアップセンターで受け付けます。所在地によって連絡先が異なります。

所在地	北九州市	福岡市	久留米市	左記以外
健康相談	自宅療養者 相談ダイヤル 050-3665-8105 (24時間対応)	陽性者健康 相談ダイヤル 092-711-4149 (24時間対応)	裏面 (24時間対応)	[平日昼間] 各保健所(裏面) [夜間・休日] (病状急変時の相談ダイヤル) 092-981-9180
宿泊療養施設 入所希望	[Web申込] 下記QRコードから	各保健所(裏面)	電話①:090-7442-3139 電話②:080-8841-3066 FAX :0942-50-2234 (受付:10:00～18:00)	各保健所(裏面)
食料品等支援 (※ 症状が継続して、 買物に行けない方や ネットスーパーのご利用 ができない方等が対象 となります。)	 [電話申込] 自宅療養者 相談ダイヤル 050-3665-8105	[電話申込] 050-3629-3857 (受付:9:15～17:30)	配食サービスコール センター 電話:050-3629-9284 FAX :050-3819-8134 (受付:8:30～21:00)	[Web申込] 下記QRコードから  [電話申込] 0120-019-567 (受付:月～土 8:30～17:45)
療養証明 に関する相談	【県内共通】 福岡県療養証明専用相談ダイヤル 092-600-9365(受付:9:00～18:00) ※〔重要〕 9月2日以降、これまで福岡県、北九州市、福岡市、久留米市で発行していた療養証明書に代わり、医療機関での 受診時に受領する診療明細書や処方箋など を利用できることとなりました。詳しくは、生命保険協会、損害保険協会、加入している保険会社のホームページ等でご確認願います。 療養証明書に代わる上記書類は、各種証明に必要となる場合がありますので 捨てずに、保管しておいてください。			

福岡市にお住まいの方

<入院・宿泊療養施設入所希望の場合のご連絡先>
お問合せ時間: 平日8:45~17:30

保健所	電話番号
東保健所	090-7317-0449 090-5606-8785
博多保健所	092-419-1091
中央保健所	092-761-7340
南保健所	092-559-5116
城南保健所	092-831-4261
早良保健所	092-851-6012
西保健所	092-895-7073

※療養証明に関するご相談は、
092-600-9365(福岡県療養証明専用相談ダイヤル)へ

久留米市にお住まいの方

「健康相談」に関すること

- 新型コロナ相談センター(24時間対応)
TEL:0942-30-9750
FAX:0942-30-9833
・一般の方、濃厚接触者が有症状者になった時の相談
・陽性者の受診希望の相談 など

- 自宅療養者体調悪化時相談専用ダイヤル(24時間対応)
TEL:0942-30-9326
FAX:0942-50-2234
・自宅療養中の陽性者(発生届対象外者含む)の体調悪化時の相談

☆久留米市ホームページもご確認ください。
右記QRコードからアクセスできます。



※療養証明に関するご相談は、
092-600-9365(福岡県療養証明専用相談ダイヤル)へ

北九州市、福岡市、久留米市以外にお住まいの方

<健康相談および宿泊療養施設入所希望の場合のご連絡先>
お問合せ時間: 平日8:30~17:15
☆福岡県ホームページもご確認ください。 <https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/covid19-positive.ntml>

福岡県ホームページは
右記QRコードからアクセスできます。



保健所	管轄市町村	電話番号
筑紫保健福祉環境事務所	筑紫野市、春日市、大野城市、太宰府市、那珂川市	092-707-0524
粕屋保健福祉事務所	古賀市、宇美町、篠栗町、志免町、須恵町、新宮町、久山町、粕屋町	092-939-1746
糸島保健福祉事務所	糸島市	092-322-5579
宗像・遠賀保健福祉事務所	中間市、宗像市、福津市、芦屋町、水巻町、岡垣町、遠賀町	0940-36-6098
嘉穂・鞍手保健福祉環境事務所	直方市、飯塚市、宮若市、嘉麻市、小竹町、鞍手町、桂川町	0948-21-4972
田川保健福祉事務所	田川市、香春町、添田町、糸田町、川崎町、大任町、赤村、福智町	0947-42-9379
北筑後保健福祉環境事務所	小郡市、うきは市、朝倉市、筑前町、東峰村、大刀洗町	0946-22-9886
南筑後保健福祉環境事務所	大牟田市、柳川市、八女市、筑後市、大川市、みやま市、大木町、広川町	0944-68-5224
京築保健福祉環境事務所	行橋市、豊前市、苅田町、みやこ町、吉富町、上毛町、築上町	0930-23-3935

※療養証明に関するご相談は、**092-600-9365(福岡県療養証明専用相談ダイヤル)**へ

【療養期間について】 症状の有無等で療養期間が変わります。療養期間中は、不要不急の外出の自粛をお願いいたします。
<有症状者>

発症日から7日間経過し、かつ、症状軽快後24時間経過した場合には、8日目から解除されます。

ただし、10日間が経過するまでは、検温などご自身による健康状態の確認や、リスクの高い場所の利用や会食等を避けること、マスクを着用することなど感染対策の徹底をお願いします。

※高齢者施設入所している方については、発症日から10日間経過し、かつ、症状軽快後72時間経過した場合には、11日目から解除されます。

<無症状者>(無症状病原体保有者)

陽性が確定したときのPCR等検査**検体採取日から、7日間を経過した場合には、8日目から解除**されます。

加えて、5日目の検査キットによる検査で陰性を確認した場合には、6日目から解除されます。

ただし、7日間が経過するまでは、検温などご自身による健康状態の確認や、リスクの高い場所の利用や会食等を避けること、マスクを着用することなど感染対策の徹底をお願いします。

日時報告

新型コロナウイルス感染症患者年代別・総数報告

届出先保健所：保健所

診断日：令和 年 月 日

医療機関名：

医療機関電話番号：

0歳	1～4歳	5～9歳	10～19歳	20～29歳	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60～64歳	65歳～59歳	70～79歳	80～89歳	90歳以上	不明	合計

締切：毎日13時

※毎日報告をお願いします(原則、HER-SYSに入力をお願いします。)。なお、貴医療機関が休診日の場合は、報告の必要はありません。

※締切時間までに**前日に新型コロナウイルス感染症と診断した者(発生届の有無に関わらず)**の人数を報告してください。

※1日に1回しか報告できません(修正不可)。修正がある場合は、翌日以降の陽性者数から差し引いたり、足したりする等して対応してください。